

野田市立児童センターほか6施設の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と株式会社コマーム（以下「受注者」という。）とは、令和4年2月21日に、野田市立児童センター、野田市立中央子ども館、野田市立うめさと子ども館、野田市立谷吉子ども館、野田市立山崎子ども館、野田市立七光台子ども館及び野田市立関宿子ども館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市立児童センターほか6施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和5年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和5年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の利用状況

(2) 破損及び修繕の実施状況

(3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること。）

(4) 使用料及び利用料金収入の状況

(5) 電気料金、ガス料金及び燃料費の使用量及び支払状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

4 受注者は、報告書を発注者に引き渡したときは、発注者に対して指定管理料の支払を請求するものとする。

（令和5年度の指定管理料）

第4条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、金169,890,000円（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。）を支払うものとする。

内訳

野田市立児童センター 60,755,100円

野田市立子ども館（6館） 109,134,900円

2 前項の指定管理料の支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	14,157,500円
5月	14,157,500円
6月	14,157,500円
7月	14,157,500円
8月	14,157,500円
9月	14,157,500円
10月	14,157,500円
11月	14,157,500円
12月	14,157,500円
1月	14,157,500円
2月	14,157,500円
3月	14,157,500円

3 発注者は、第3条第4項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。

4 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

（市長が定める賃金の最低額）

第5条 基本協定第24条第3項の規定により、令和5年度の子育て支援員及び受付等事務補助員に係る市長が定める賃金の最低額は1,044円とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（自主事業の承認）

第7条 発注者は、受注者から提出された令和5年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 埼玉県川口市栄町一丁目4番16号
株式会社コマーム
代表取締役社長 小松 秀人